

こども性暴力防止法の概略に係るオンライン説明会当日質疑応答表
【令和8年7月30日13時30分～】

※印を付した回答は、説明会后、こども家庭庁に確認をしたものです。

No.	区分	質問	回答	
1	情報管理措置	犯歴等の情報管理規定は複数のひな型があるが、こまもろうシステムから提供される犯歴等の情報が、どのような形式・媒体で提供されるのか分からないので、どのひな型を使えばよいか判断が難しい。	犯歴確認はすべてこまもろうシステム（オンライン）上で確認していただくこととなり、紙等で出力されるわけではありません。また、エクセル等に転記した場合も外部持ち出しとされます。 こまもろうシステムのみで犯歴情報を取り扱うのか、また、犯歴情報を1人または複数名で取り扱うかによって、使うひな型を判断してください。	
2	その他	特定免許状失効者管理システム及び保育士特定登録取消者管理システムは、こまもろうシステムと別だと認識していますが、この両方で確認する必要があるのでしょうか？すみ分け方を教えていただければと思います。	こども性暴力防止法に基づいて内定等の後に実施する犯罪事実確認とは別に、内定等の前に各データベースを活用することが必要となります。犯罪事実確認は、対象となる従事者について特定性犯罪前科の有無を確認するものであるのに対し、特定免許状失効者管理システム及び保育士特定登録取消者管理システムは、児童生徒性暴力等を行ったことにより教員免許状が失効又は取上げ若しくは保育士登録の取消となった者か否かを確認するものとなっております。詳細はガイドライン207～209ページ「（3）対象業務従事者が教育職員等又は保育士である場合の留意点」を参照願います。	※
3	犯罪時事確認・防止措置	犯歴が判明した場合、どのような対応をすればよろしいのでしょうか。	新規採用の内定者である場合は内定取消し、試用期間中である場合は解約（本採用拒否）、現職者の場合は配置転換等を行うことにより、対象業務に従事させないことが求められます。 なお、これらの措置を講じるに当たっては、労働関係法令等を遵守した対応が必要です。	
4	犯罪時事確認・防止措置	こまもろうシステムを使用しての犯罪事実確認には、どのような書類が必要になるイメージでしょうか？入職時などに職員に提出してもらう書類がどのようなものになるかによって、保育業界に就職することに抵抗感がでるということは、起きませんか？	従事者本人が戸籍を取得する必要があります。 法の趣旨を御理解いただけるよう、事業者の皆さまから求職者及び従事者に対して周知をお願いします。	
5	情報管理措置	指導監査での犯罪事実確認に係る帳簿の確認は、どのようにして行われるのか。	帳簿はガイドライン図表109等でお示ししているとおり、犯罪事実確認の手続をシステムを通じて行うことによりシステム上で自動的に生成されることになり（交付申請時から変更があった事項については更新が必要です）、その情報に基づいて定期報告を行うこととなるため、こども家庭庁は、原則として、定期報告により帳簿が適切に運用されていることを確認します。	※
6	研修	事前研修について、Q&Aでは他法人で研修を受講していても自法人にて事前研修を実施することとされていました。研修を実施した法人が証明書を発行するなどして、事前研修を割愛するようなことは検討されていますでしょうか。	検討しておりません。研修を受講させる義務は事業者ごとに課されていることから、それぞれの事業者の管理の下、研修を受講させる必要があります。 なお、同時期に別事業者が実施する複数の対象業務に従事する方については、1つの研修をそれぞれの事業者において、研修の受講と位置付けることが可能です。	※

No.	区分	質問	回答	
7	その他	特定免許状失効者管理システム及び保育士特定登録取消者管理システムは、新しく入職される方がいるときに確認する、こまもろうシステムでの確認は年に1回行う、という認識でよろしいでしょうか。	特定免許状失効者管理システム及び保育士特定登録取消者管理システムは、新しく入職される方がいるときに確認します。 こまもろうシステムによる犯罪事実確認は5年に1回行います。 なお、犯罪事実確認から5年経過しない従事者が転職等する場合は、転職先で犯罪事実確認が必要です。	
8	犯罪時事確認・防止措置	戸籍謄本には犯罪歴が載らないようですが、どんな書類を提出してもらえばいいですか？	従事者が用意するものは戸籍のみです。 戸籍情報をこまもろうシステムに入力し、こども家庭庁を通じて法務省に犯歴照会が行われます。	
9	研修	法律施行までの準備段階としてこども家庭庁から提示されている研修動画を視聴すると研修を終了していることになるのでしょうか？	研修は、動画視聴（座学）だけでなく、演習を組み合わせる必要があります。 なお、可能な限り集団での演習を行い、対話等を通じて、気づきや考えを深めることが重要ですが、標準動画には演習用の課題・内容を含むため、動画視聴を通じた個人単位の演習とすることも可能です。 (参考) こども性暴力防止法に基づく従事者向け研修教材 https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou/jujisya	※
10	その他	性暴力をした職員は基本的に子どもに関係する業務に就けない認識ですが、保育士資格をはく奪すれば特定取消者管理システムだけで良いのではないのでしょうか？	犯罪事実確認と特定免許状失効者管理システム及び保育士特定登録取消者管理システムは確認できる範囲が異なっておりますので（※）、それぞれ確認をいただく必要があります。 ※次のような相違があります。 ・ 特定免許状失効者管理システム及び保育士特定登録取消者管理システムで確認するのは児童生徒性暴力等を行ったことによる行政処分歴であるのに対し、犯罪事実確認で確認する特定性犯罪には児童生徒等を対象とする性犯罪に加え、成人を対象とする性犯罪も含む。 ・ 犯罪事実確認で確認する特定性犯罪には、不起訴や示談になった者は該当しないのに対し、特定免許状失効者管理システム及び保育士特定登録取消者管理システムでは、刑事罰には至らずとも、免許状等が失効等したもの等についても確認の対象となる。	※
11	定義	ガイドラインP43に掲載されている職種全体が対象になる「講師」とは、どのような講師を指しているのでしょうか。「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に記載されている講師を指しますか？	ガイドラインP43イ「認定こども園関係」における「講師」についての質問と推察しますが、御認識のとおりです。	※

No.	区分	質問	回答	
12	安全確保措置	外部相談窓口の設置が必須かと思いますが、こども家庭庁から参考で案内されている窓口の設定でも問題ないでしょうか。	問題ありません。	
13	犯罪時事確認・防止措置	スポットワークで勤務される方も犯歴確認の対象となりますが、原則勤務先で犯歴確認となっていました。確認ができるまでに1ヶ月ほどかかるようですが、派遣元に確認してもらい確認ができてから配属してもらうなど依頼してもよいのでしょうか。	派遣先である事業者の皆さまにおいて犯罪事実確認をしていただきます。	
14	犯罪時事確認・防止措置	犯歴確認ついて、保育園という業態で、保育以外の業務へ配置転換というのは、とても難しいかと思います。事務員などが、既に雇用している場合、配置転換できる場所がないということも想定されますが、保育園や幼稚園において、事務員以外はどのようなものを想定されているのでしょうか？	こどもと接しない業務として、法人側の事務職員やこどもと接しない時間帯での清掃員を想定しております。	※
15	犯罪時事確認・防止措置	保育施設での実習生の受け入れについて、こまもろうシステムでの犯罪事実確認の要否については最終的には、実習施設側での判断とされているが、原則として「学校側が一对一での対応を行わないことを実習計画で求めていること」、加えて実習期間が通常の2～3週間程度の場合においては、基本的には調べないと認識してよいのか。	こども性暴力防止法施行ガイドライン及び令和8年3月26日付こども家庭庁支援局長・成育局長・文部科学省初等中等教育局長・高等教育局長通知では、教育実習生及び保育実習生について、 ア 大学等が作成する実習計画等において、実習生と児童等とを原則として一对一にさせないことが位置づけられていること イ 実習施設となる対象事業者において、実習生と児童等とを原則として一对一にさせないこと及び指導教員等の監督の下で実習生が児童等と接することが担保されていることを満たす場合には犯罪事実確認は不要と示しております。	※
16	犯罪時事確認・防止措置	内定者について、こまもろうシステムでの犯罪事実確認の手続きが完了した際、「犯罪事実の有無」について担当者以外に情報を伝えてはいけないと規定されている。一方で、社内手続き上、この手続きが完了しているかどうかの情報まで伝えてはならない、となると、手続きを進めるうえでの困難が想定される。例えば、「システム上での確認が完了した」「システム上の手続きが終了した」という内容での連絡はしても問題ないか。 問題があるとするならば、どのような文言であれば問題ないか。	犯罪事実確認書の閲覧権者は必要最小限に限定することを求めています。事業者内で犯罪事実確認書の閲覧権がない者に対して犯罪事実確認の実施状況を伝達することまでを制限するものではありません。なお、実施状況を伝達することで、実質的に特定人の犯罪事実確認の結果を共有することにならないようご注意ください。ガイドラインP.210～211の記載も参考にしてください。	※

No.	区分	質問	回答	
17	犯罪時事確認・防止措置	学生の短期アルバイト（夏休み1か月間だけ）や保育体験（1日だけアルバイト）などでも、確認の必要はありますでしょうか？	支配性・継続性・閉鎖性の3要件を満たすかどうかで判断してください。 （参考）こども性暴力防止法施行ガイドライン41ページ～ （参考）義務事業者用準備ガイド（参考資料）5ページ～	
18	その他	保育士、幼稚園免許取得の養成校では何らかの対応があるのですか	教育・保育実習を行う場合に、派遣先において実習生が犯罪事実確認を求められる可能性があること等の影響が考えられます。教職課程を置く大学等及び指定保育士養成施設が行うことが考えられる対応については、令和8年3月26日付こども家庭庁支援局長・成育局長・文部科学省初等中等教育局長・高等教育局長通知をご覧ください。	※
19	その他	犯罪歴のある者が虚偽の情報で入社してしまうリスクもあると思いますが、マニュアルの手順を踏んでいれば回避できる想定でしょうか。	犯罪事実確認は、内定後から原則として対象業務に従事させるまでの間に行う必要があるところ、内定者について、犯罪事実確認の結果、特定性犯罪事実該当者であることが分かった場合については、ガイドラインにおいて、「内定取消事由として「重要な経歴の詐称」等が定められている場合であって、採用選考過程において特定性犯罪前科の有無を明示的に確認していたにもかかわらず、虚偽申告又は黙秘があり、採用内定後の犯罪事実確認によって特定性犯罪事実該当者であることが明らかになった場合には、当該内定取消事由に該当するものと考えられる」旨をお示ししています。事業者において上記の対応を行うためには、内定通知書等に内定取消し事由として「重要な経歴の詐称」を定めて説明しておくこと、採用募集要綱の採用条件に特定性犯罪歴が無いことを明示すること、誓約書等により特定性犯罪歴の有無を内定前に本人に確認しておくことが適当です。	※
20	こまもろうシステム	複数施設を運営する法人なのですが、こまもろうシステムはひとつのシステムで各施設すべての情報がまとめられますか？	こまもろうシステム上、1つの事業者が複数事業・複数事業所を所管している場合でも、1つの事業者アカウントから管理することが可能です。また、事業者アカウントごとに参照範囲を設定することも可能です。	※
21	犯罪時事確認・防止措置	犯歴の確認が出来た場合、それを理由に解雇は出来ませんか？先に質問があったように、補助金などを頂いていない私立幼稚園では、余剰の採用は出来ないかと思います。	犯歴の確認ができた場合に、防止措置として解雇をすることは当然考えられますが、一方で防止措置として雇用管理上の措置を講ずる場合には、労働契約法等の労働関係法令等を遵守した対応が求められます。 この点、こども性暴力防止法施行ガイドラインをよくご確認ください。 （参考）こども性暴力防止法施行ガイドライン218ページ～	
22	犯罪時事確認・防止措置	就業規則の見直し、採用募集要項などの見直しとありますが、文例があれば頂きたいです。	子ども家庭庁ホームページ（ https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou ）中下段の「ガイドライン」 【別紙5】就業規則参考例 をご参照ください。	

No.	区分	質問	回答	
23	犯罪時事確認・防止措置	結局のところ、現段階で勤めている職員の戸籍を提出してもらい、こままろうシステムで犯歴を確認する作業が必要ということですか？	施行時現職者（令和8年12月24日までに内定を出した者含む）の犯罪事実確認は、令和9年4月以降に、都道府県ごとに時期を分散して行います。 施行時現職者の犯罪事実確認に関するスケジュール及び手続き等は、別途所轄庁から通知されます。	
24	研修	現職者の研修については、法施行前までと記載がありますが、育児休業等を法施行時に取得している場合は、育児休業復帰後子どもと接する事業に従事する前までに受講すると認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。	※
25	研修	派遣の場合、事前研修は派遣元でされるのでしょうか。	派遣先（事業者の皆さま）において実施が求められています。	※
26	犯罪時事確認・防止措置	先ほど、「保育体験（1日アルバイト）」は継続性がないので犯罪事実確認の対象外と言われましたが、そのルールからいくとスポットワークも同じなのではないのですか	教員、保育士などは、その業務の性質が支配性・継続性・閉鎖性の3要件を全て満たし、雇用形態の違い、雇用契約の有無などにかかわらず、短期間の労働者なども犯罪事実確認の対象となります。	
27	犯罪時事確認・防止措置	犯歴照会に有する時間はどれくらいでしょうか。急な保育士不足等により、迅速に採用したい場合に、紹介に長期間を有すると現場が厳しくなるため、迅速に照会できればありがたいです。	従事者が日本国籍の場合2週間～1か月、外国籍の場合1～2か月程度の期間がかかるとされています。	
28	安全確保措置	ご説明いただき、ありがとうございました。この制度では、事業者へ罰則が科せられる場合があるのご説明いただきました。また、この制度で犯罪歴があると判明した職員がいた場合など、解雇ではなく配置転換などで雇用を継続するようなご指導もございました。これでは、事業者の負担ばかり増えてしまうように思えます。犯罪歴の判明した職員の解雇の手続きの進め方などを決めていただきたいと思います。法人の判断で解雇し、民事訴訟を起こされた場合、精神的、時間的、また経済的にも法人の負担が増えてしまいます。	【再掲】 犯歴の確認ができた場合に、防止措置として解雇をすることは当然考えられますが、一方で防止措置として雇用管理上の措置を講ずる場合には、労働契約法等の労働関係法令等を遵守した対応が求められます。 この点、こども性暴力防止法施行ガイドラインをよくご確認ください。 (参考) こども性暴力防止法施行ガイドライン218ページ～	

No.	区分	質問	回答
29	研修	演習研修について、「可能な限り集団での演習を行い」（ガイドライン上 p 125）とありますが、標準研修を個人で受講することになった場合でも、（その後研修という形式を問わず）集団で議論等を行うことは必須ではないと認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通り、標準動画及び要点動画には、演習用の課題・内容を含みますので、動画視聴を通じた個人単位の演習を行った後に、改めて集団での演習を行うことまで求めるものではありません。

※

【令和 8 年 7 月 30 日 15 時 00 分～】

No.	区分	質問	回答
1	研修	研修を受講すべき者は、犯罪事実確認の対象者と同じでよいのか。対象者でなくても子どもと接する機会がある者はどうすればよいのか。	ご認識の通り、研修を受講させる必要がある従事者は犯罪事実確認の対象となる従事者と同じです。こども性暴力防止法の対象従事者でない者に対しては、研修を受講させることまで求められておりませんが、こどもに接する機会がある従事者に対して、標準動画や要点動画等を活用し研修を受講させることは有効な取組と考えております。
2	犯罪時事確認・防止措置	学生の新卒採用時も対象になるか。	学生の新卒採用時も、対象業務に従事するのであれば犯罪事実確認の対象となります。
3	その他	こども家庭庁のサイトで、参考資料等はどこのサイトを見れば良いですか？	こども家庭庁ホームページをご覧ください。 https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou
4	犯罪時事確認・防止措置	新卒者は現職者にあらず、R9年3月までに確認が必要ということでしょうか？	次のとおり整理されています。 ・ 新規従事者（法の施行日（令和 8（2026）年 12 月 25 日）以降に新たに対象業務に従事することとなる者）：当該業務の従事開始日まで ・ 施行時現職者（法の施行日（令和 8（2026）年 12 月 25 日）時点で対象業務に従事又は内定していた者）：令和 11（2029）年 12 月 24 日まで
5	認定	学童保育所のアルバイトも義務対象者でしょうか？	学童（放課後児童クラブ）は認定対象（任意）事業者であり、義務対象ではありません。
6	犯罪時事確認・防止措置	事業者がすべき犯罪歴の確認方法について	こども性暴力防止法について（概要）の 16 ページ目をご覧ください。

※

No.	区分	質問	回答
7	犯罪時事確認 ・防止措置	従業員へこども性暴力防止法の周知時期はいつから周知を行うべきか明確な時期はございますか？ 事実確認開始まで期間がまだありますが、既に周知をした方が良いでしょうか？	事業者から従事者への周知は、法律が施行される令和8年12月25日を待たずに速やかに行ってください。 (参考) リーフレット (従事者向け) https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/80127231-8582-476e-a6e7-9347e725ed96/3154d961/20251225_policies_child-safety_efforts_koseibouhou_15.pdf
8	犯罪時事確認 ・防止措置	性犯罪歴の確認にはどの程度の確認期間が掛かるのか、内定者が実際の就業までの期間はどの程度設ければいいのでしょうか？	従事者が日本国籍の場合2週間～1か月、外国籍の場合1～2か月程度の期間がかかるかとされています。
9	犯罪時事確認 ・防止措置	保育所で学生が実習、インターンシップやアルバイト、ボランティア等をする場合も、確認の対象でしょうか。有償か無償か等の具体的な判断基準をお教えてください。	支配性・継続性・閉鎖性の3要件を全て満たす場合は、雇用形態の違い、雇用契約の有無などにかかわらず犯罪事実確認の対象となります。
10	犯罪時事確認 ・防止措置	ガイドラインにマイナンバーカードを保有していない場合は市町村窓口で戸籍（除籍）について確認、取得を行うこととなりますありますが、取得する戸籍は全部事項証明書で問題ないのでしょうか。	「戸籍（除籍）の全部事項証明書（戸籍（除籍）謄本）」と「戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号」が必要です。
11	犯罪時事確認 ・防止措置	確認期間が1ヵ月くらいかかるということは。採用しても実際に働いてもらうのは1ヵ月かかるということですか	犯罪事実確認をするまでは、子どもと接する業務に従事させることはできません。
12	犯罪時事確認 ・防止措置	「いとま特例」について、事前に自治体等に申請は必要でしょうか。それとも事業者判断で特例適用していいのでしょうか。「やむを得ない事情」の線引きは誰がジャッジするのかお伺いしたいです。	自治体への申請は不要です。 こども性暴力防止法施行ガイドラインをご参照の上、事業者の皆さまにおいて判断してください。 (参考) こども性暴力防止法施行ガイドライン169ページ～
13	犯罪時事確認 ・防止措置	性犯罪歴の結果が出るまで就業はさせてはいけない、という認識でよかったですでしょうか？	【再掲】 犯罪事実確認をするまでは、子どもと接する業務に従事させることはできません。

※

No.	区分	質問	回答	
14	犯罪時事確認 ・防止措置	戸籍謄本は本人が提出とありましたが、面接の際に本人に伝えればいいのでしょうか？	伝達するタイミングに特段の制約はありませんが、採用面接等の過程で犯罪事実確認の対象になることや戸籍の提出を行う必要があることについて案内しておくことが適当です（ガイドラインⅦ 2（5）「事業者があらかじめ行うべきと考えられる事項」ご参照）。なお、従事者が実際の戸籍提出等の手続をシステム上で行えるようになるのは、内定等（の後に従事者アカウントが登録された）以降となります（ガイドライン図表42をご参照）。	※
15	犯罪時事確認 ・防止措置	実習生に関してもボランティアと同じような対象の考え方ですか？	実習生及びボランティアいずれの場合も、支配性・継続性・閉鎖性の3要件を全て満たすかどうかで、犯罪事実確認の対象となるか判断することとなります。	
16	犯罪時事確認 ・防止措置	2週間に1回体操のインストラクターが来ています。閉鎖性はありません。対象になりますか？	支配性・継続性・閉鎖性の3要件を全て満たさない場合は、犯罪事実確認の対象とはなりません。	
17	犯罪時事確認 ・防止措置	性犯罪歴がある場合は採用できないということですか	原則、当該教員等を対象業務に従事させないことが考えられます。 （例）新規採用の場合は内定取消し等 （例）現職者の場合は対象業務以外への配置転換等	
18	犯罪時事確認 ・防止措置	採用応募された方もしくは求人票に「こまもろうシステムへの戸籍の提出」を伝えたり記載する必要があるのでしょうか？	戸籍情報の提出について、必ずしも求人票に記載する必要はありませんが、採用面接等の過程であらかじめ案内しておくことが適当です。（ガイドラインⅦ 2（5）「事業者があらかじめ行うべきと考えられる事項」ご参照）。	※
19	犯罪時事確認 ・防止措置	地元の中高生ボランティアの受け入れをしています。夏休み期間、本人の希望する日程で受け入れるため、繰り返し来る可能性もあるボランティアです。中高生などの未成年者でも、対象になりますか。	こども性暴力防止法の対象業務従事者については、年齢による限定はないため、中高生でも対象になり得ますが、他の大人の目が届かない状況があるか等、3要件（支配性・閉鎖性・継続性）を満たす従事の実態かをご判断ください。	※

No.	区分	質問	回答	
20	犯罪時事確認 ・防止措置	就業規則の改正は12月25日までに行って、周知する必要があるという理解でよいでしょうか？	お見込みのとおりです。	
21	その他	本日使用した資料の中で、県独自で作成している資料（これまでの通知一覧）の提供をお願いします。	県ホームページに掲載します。	
22	犯罪時事確認 ・防止措置	こども性暴力防止法施行に向けた義務事業者用準備ガイドVer1.0 2ページの「戸籍等の登録」は従業者がやるのか… 雇用主と事業者でそれぞれ手続きがあれば教えてください	戸籍等の登録は従事者本人が行います。 (参考) こども性暴力防止法（概要）16ページ～	
23	システム登録	事業者アカウントまとめ登録マニュアル16ページの事務担当者はGビズIDの取得は不要であり、こまもろうシステム内でアカウントを作成する認識で間違いないのでしょうか？	ご認識のとおりです	※
24	犯罪時事確認 ・防止措置	現職員についても、今後神奈川県からの発出があった際に戸籍の提出をしてもらうということになるのでしょうか。	施行時現職者の犯罪事実確認は、令和9年4月以降に、都道府県ごとに時期を分散して行います。その際に、従事者本人が戸籍を取得し、こまもろうシステムに情報を入力する必要があります。	
25	システム登録	法人のGビズID（プライム）から新規でGビズメンバーを作成し、事業者情報登録を行いました。実際に使用できるのかどうかを動作確認することはできるのでしょうか。12月までに確認できれば安心です。	こまもろうシステムは12月中旬頃に暫定稼働する予定です。まとめ登録で登録いただいたGビズID（プライム）又はGビズID（第一管理者）をお持ちの方はログインし、事業者内でシステムの利用者となる方に対して、役割に応じた権限設定を行っていただきます。	※

No.	区分	質問	回答	
26	安全確保措置	相談体制整備において、相談窓口の設置は、公的機関を指定して、マニュアル等に反映させるという手法でよろしいでしょうか。	こども性暴力防止法施行規則第9条においては、児童対象性暴力等に関して児童等が容易に相談を行うことができるようにするための措置として、次の1及び2の対応が求められています。 1. 事業者内における相談員の選任又は相談窓口の設置・周知 2. 児童対象性暴力等に係る外部相談窓口の周知 事業者外の公的機関等に設置される窓口は2の外部相談窓口に該当しますので、これらを周知する他に、事業者内において相談員の選任又は相談窓口の設置・周知を行っていただく必要があります。	※
27	研修	従事者に対する研修で研修動画など、国や県が作成したものを研修生向けに見てもらえるようなものはありますか？	【研修動画等】 次のこども家庭庁ホームページに掲載されています。 https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou/jujisya	
28	犯罪時事確認・防止措置	採用時の誓約書など、ひな形などがありますか？	【ひな型】 子ども家庭庁ホームページ（ https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou ）中下段の「ガイドライン」 各種ひな型をご参照ください。	
29	研修	研修についてです。こども家庭庁の動画以外にこども性暴力防止法関連の内容であれば、職員に受講させていくことで問題はないでしょうか。そしてその受講したという記録等は園のフォーマットでよいのでしょうか	こども性暴力防止法に基づき従事者に受講させる研修はガイドライン122～123ページ「①研修事項」に記載の内容を含むものとし、座学と演習を組み合わせたものである必要があります。これらを満たすものであれば、こども家庭庁作成の研修教材以外の教材を使用することが可能です。また、研修の受講記録の内容について統一のルールはございませんので、独自のフォーマットを使用いただいて構いません。	※
30	その他	犯罪事実確認を行うことで保育士の採用応募に消極的になる懸念がありますが、資格取得中の学生や待機中の保育士の皆さんには周知されているのでしょうか。それとも応募者に一から説明する必要があるのでしょうか？	令和8年3月26日付こども家庭庁支援局長・成育局長・文部科学省初等中等教育局長・高等教育局長通知では、教職課程を置く大学等や指定保育士養成課程に対し、実習に関する大学等の対応等における留意事項等について周知を行ったところです。本通知において、大学等において考えられる対応として、実習を行う可能性のある学生に対し、こども性暴力防止法に関する周知を行うことを示しております。また、こども家庭庁において、リーフレットの配布等を通じ、国民向けの周知にも取り組んでいます。このように一定の周知は実施されておりますが、犯罪事実確認の対象になる求職者に対しては、事業者において、採用時に必要な説明を行っていただくようお願いします。	※

No.	区分	質問	回答	
31	その他	保育士等の斡旋事業者には何も義務付けはないのでしょうか。斡旋されて採用した保育士に犯罪事実経歴があった場合、既に支払った業務委託費の返還を求めることは出来るのでしょうか？すべて採用した側の責任とされるのでしょうか？	お尋ねの内容は、各事業者間の契約内容によって定まるものですので、県及びこども家庭庁からお答えすることはできません。	※

【令和 8 年 7 月 31 日 13 時 30 分～】

No.	区分	質問	回答	
1	その他	こども性暴力防止法について、よくわからなかったり、事前手続きがうまくいってないなど、不備があった状態で施行を迎えた場合は、どうになってしまうか。	法の義務違反となるため、システム登録、犯罪事実確認・防止措置、安全確保措置及び情報管理措置等について、法施行までに適切にご対応をお願いします。	
2	その他	法施行後、特定登録者取消者システムでの確認は行わなくていいのか。	こども性暴力防止法に基づいて内定等の後に実施する犯罪事実確認とは別に、内定等の前に特定免許状失効者管理システム及び保育士特定登録取消者管理システムを活用することが必要となります。 詳細はガイドライン207～209ページ「（３）対象業務従事者が教育職員等又は保育士である場合の留意点」を参照願います。	※
3	犯罪事実確認・防止措置	申請から結果まで２～３週間かかる。犯罪歴が判明した場合、解雇となるのか。または自主退職とすることはできるか。	犯罪事実確認の結果、特定性犯罪事実該当者であることが分かった場合の対応については、ガイドラインⅦ 2 （４）①「特定性犯罪事実該当者である場合」をご参照ください。	※
4	犯罪事実確認・防止措置	不適切な行為として具体例が挙げられている。ふわっとした書き方だと判断が難しい。法人内で細かく定義してもよいか。	こども性暴力防止法施行ガイドラインをご確認の上、事業者の皆さまにおいて不適切な行為の範囲を定めてください。 (参考) こども性暴力防止法施行ガイドライン20ページ～	
5	犯罪事実確認・防止措置	就業規則の提出が求められているが、いつまでに提出すればよいのか。また、見直した就業規則の他の法律との兼ね合いはどこに確認したらよいのか。	就業規則の提出は不要です。 法施行までに就業規則の見直しをしてください。 他の法律との兼ね合いなど不安な点があれば、こども家庭庁問合せフォーム (https://ssl.form-mailer.jp/fms/85b61250877898) にお問い合わせください。	

No.	区分	質問	回答
6	システム登録	まとめ登録などが、滞りなくできているかどうかはどのように確認できますか。	こども家庭庁が令和8年10月までを目途に確認することとなります。
7	システム登録	法人で各園のGビズ登録、アカウントは完了しています。その後のまとめ登録が正しく登録できているかどうかを確認する方法（窓口）はありますか。	【再掲】 こども家庭庁が令和8年10月までを目途に確認することとなります。
8	システム登録	Gビズはログインできる状態であれば大丈夫でしょうか？現在、ログインできる状態ですが、まとめ登録の意味がよくわかりません。ログイン後、何か設定するのでしょうか？	GビズIDはこまもろうシステムへの初回ログインに使用します。GビズIDマイページ上で設定等していただく必要はございません。まとめ登録については、以下webページをご参照いたします。 https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou/matometouroku
9	システム登録	GビズIDが分かりにくいです。アカウント登録は完了していますが、プライムが必要と先ほど話がありました。本園は今はGビズIDエントリーの様ですが、登録し直しが必要ですか？	GビズIDエントリーではこまもろうシステムにログインできませんので、GビズID（プライム）の取得をお願いします。GビズID（プライム）は法人の代表者による取得が必要です。なお、まとめ登録様式に記載したGビズIDの情報に変更がある場合は、まとめ登録マニュアルP46記載のとおり、事業者情報変更届を提出してください。まとめ登録マニュアルは以下のリンクからご参照ください。 https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/1793a109-87b3-479f-8c60-46949bd0da3a/cafla23f/20260609_policies_child-safety_efforts_koseibouhou_matometouroku_18.pdf
10	その他	本日の書類があるこども家庭庁のURLを提示いただきたいです。	義務事業者用準備ガイドVer. 1.1 https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/80127231-8582-476e-a6e7-9347e725ed96/773e4c5f/20260902_policies_child-safety_efforts_koseibouhou_84.pdf ※県オンライン説明会后、令和8年9月に資料の更新がありました。
11	犯罪事実確認・防止措置	現従事者が3要件にあてはまる場合、R8.12.24付で解雇ということを示してよいか。法律に基づくということで、”不当”解雇にはあたらないか。	3要件（支配性・継続性・閉鎖性）は、犯罪事実確認の対象者を判断するものです。法施行後に、犯罪事実確認の対象者の犯歴確認を行った結果、犯歴があった場合の対応（防止措置）として解雇等の雇用措置を講じることとなりますが、その際の労働法制等を踏まえた留意点がガイドラインに示されていますのでよくご確認ください。 (参考) こども性暴力防止法施行ガイドライン218ページ～

※

※

No.	区分	質問	回答	
12	システム登録	現従事者のアカウント登録は何月に行うことになるか？職員に説明したい。	こども性暴力防止法ガイドライン図表42（183ページ）をご確認ください。	
13	犯罪事実確認・防止措置	今いる職員の犯罪歴を調べる必要があるとのことですが、万が一拒否された場合はどのようにすればよいのでしょうか。そもそも、拒否権はあるのでしょうか。	期限内に犯罪事実確認が行えなかった従事者を対象業務に従事させ続けることは、犯罪事実確認義務違反となりますので、ガイドラインVI 6（1）「期限内に犯罪事実確認ができなかった者への対応」を参照の上ご対応ください。	※
14	システム登録	既に社会保険手続きを行うために「GビズID」は取得しているが、今回のために新たに取得する必要はありますか？	既に取得しているGビズIDが「GビズID（プライム）」であれば新たに取得していただく必要はありません。「GビズID（プライム）」をまだ取得していない場合、民間の法人・個人事業主である場合は、組織の長（理事長、代表取締役など）に「GビズID（プライム）」を取得いただく必要があります。	※
15	その他	年1回子ども家庭庁に対する定期報告と言われましたが、それはこども家庭庁から案内が来るものなのか？GビズIを使ったものなのか？いつになるのか教えていただけますか？	定期報告については、IX 3（1）「こども家庭庁への定期報告及び帳簿の作成」に記載のとおり、システムを通じて行うこととなり、義務事業者の場合は令和10年5月末日、認定事業者の場合は認定日から1年を経過する日の前日が初回の報告期限となります。具体的な手続の詳細については今後お示しする予定です。	※
16	犯罪事実確認・防止措置	マイナンバーカードを取得していない方の犯罪事実確認の方法はどのようなになりますか	ガイドライン183ページを参照願います。犯罪事実確認のプロセスにおいては、①従事者アカウント登録時の本人認証、②戸籍情報等登録時にマイナンバーカードを使用することになりますが、①については、マイナンバーカードのほか、パスキー認証による本人認証が可能であり、②については、自治体窓口等で戸籍等を取得し、その情報をシステムに登録することとなります。	※
17	犯罪事実確認・防止措置	就業規則とは別で「児童対象性暴力等及び不適切な行為の防止に関する規程」を作成予定です。犯罪歴があった場合など就業規則に紐づいていれば別規程でもよろしいのでしょうか？	労働基準監督署等にご相談ください。	※
18	その他	法施行までにどこまで出来ていれば違反になりませんか？最低限やっておかなければならないことは何ですか？	GビズIDの取得、まとめ登録、本日「義務事業者用準備ガイド」によりご説明した犯罪事実確認・防止措置、安全確保措置及び情報管理措置等が最低限実施すべきこととして示されています。	

No.	区分	質問	回答	
19	システム登録	まとめ登録に不備があれば連絡があるとのことですが、登録完了の連絡は、書面等でいただけるのでしょうか。	まとめ登録が正常に完了したら（こまもろうシステムに事業者情報を登録できたら）、12月上旬頃にGビズID（プライム）及びGビズID（第一管理者）のメールアドレス宛にログイン情報をメールで通知する予定です。なお、9月頃にGビズID（プライム）及びGビズID（第一管理者）のメールアドレス宛にテストメールを送信する予定です。	※
20	犯罪事実確認・防止措置	先ほど戸籍を個々に確認するような内容がありましたが、詳しく教えてください。	犯罪事実確認の手続きに関する説明です。「こども性暴力防止法について（概要）」の16ページ目をご覧ください。	
21	システム登録	まとめ登録の申請はしましたが出来ていない場合はご連絡等頂けるのでしょうか？	不備がある場合は令和8年10月までを目途に、こども家庭庁から確認連絡があります。	※
22	その他	手続の段階での質問や対応は子ども青少年局の窓口担当者は決まっていますか。	法の手続きに関するご質問は、こども家庭庁問合せフォーム（ https://ssl.form-mailer.jp/fms/85b61250877898 ）にお問い合わせください。	
23	犯罪事実確認・防止措置	性犯罪歴は自己申告になりますか？	性犯罪歴の確認は、こまもろうシステムを通じて、従事者本人が戸籍情報をシステムに入力した上で、事業者が行います。	
24	犯罪事実確認・防止措置	厳格な労働関係法規上「解雇」を申し伝えるのは、いささか不安です。逆に不当解雇と訴えられないようにするためには、どのような手続きをすればよいのか、明確な進め方をご教示いただきたいと思います。	犯罪事実確認の結果、特定性犯罪事実該当者であることが分かった場合等の対応については、ガイドラインⅦ「安全確保措置（防止措置）」をご参照ください。	※
25	犯罪事実確認・防止措置	派遣職員の場合責任の所在はどちらにあるのでしょうか？ また派遣会社にも同じ様に周知されていますか？	派遣職員の場合は、派遣先（事業者の皆さま）において犯罪事実確認を行うこととされています。	※

No.	区分	質問	回答
26	犯罪事実確認 ・ 防止措置	小学生・中学生・高校生の「職業体験」等の子どもたちもこども性暴力でまもられる対象だと思います。 この小中高の子に対して、いわゆる３要件に照らして、その業務にあたる人となるという理解でよいでしょうか。	こどもと接する職業についての職業体験に参加する小中高生についてのお尋ねと理解して回答しますが、こども性暴力防止法の対象業務従事者については、年齢による限定はないため、小中高生でも対象になり得ますが、他の大人の目が届かない状況があるか等、３要件（支配性・閉鎖性・継続性）を満たす従事の実態かをご判断ください。
27	犯罪事実確認 ・ 防止措置	実習に来る大学生に対しては、実習が確定次第本人に連絡を取って犯罪事実確認を行うこととなると思われますが、犯罪事実確認に要する時間が２ないし３週間とのお話ですが、大学と本人に犯罪事実確認が取れてから実習開始ということでしょうか 実習大学生の件ですが、「１対１」にしなければ、犯罪事実確認はしなくてもよいということでしょうか	支配性・継続性・閉鎖性の３要件をすべて満たさない場合は、犯罪事実確認の対象とはなりません。 実習生の取扱いについては、こども性暴力防止法ガイドラインもご参照ください。 (参考) こども性暴力防止法施行ガイドライン71ページ
28	犯罪事実確認 ・ 防止措置	現在園バスの運転手および添乗員は、委託会社にお任せしています。当然採用権限は委託会社にあるので、そのような場合、性犯歴の調査は委託先でお願いするとの認識で良いのでしょうか。	園の事業として委託によりバス送迎を実施しているものであるため、運転手等が３要件を満たし対象業務従事者に該当する場合には、園の設置者において犯罪事実確認を行うことが必要です。
29	犯罪事実確認 ・ 防止措置	体操教室や音楽教室の講師の先生も調査対象になりますか。	支配性・継続性・閉鎖性の３要件をすべて満たす場合は、犯罪事実確認の対象となります。

※

※